

道徳上の観点から見て取れる恣意性をいかにして取り扱うか ——「正義の原理」のかたちづくられる理路を再考する——

西 口 正 文*

How Should We Deal with Moral Arbitrariness? :
Rethinking the Logical Process to Form *the Principles of Justice*

Masafumi NISHIGUCHI

構成

- 零 問おうとすること
- 一 「自然的自由」→「リベラルなる平等」→「自然本性的貴族制」→「民主主義的なる平等」
- 二 「機会の平等」と偶有性
- 三 《道徳上の観点から見て取れる恣意性への感応⇒「結果の平等」》とする解釈の基盤
- 四 「格差原理」に孕まれる＜誘因＞要素
- 五 貢献力の大きい才能への処遇と道徳上の恣意性の支配
——正義の原理に底流する思想に関する結びに代えて

零 問おうとすること

身の回り三尺の処世術から考え始めるよりも世界大の（もっと言えば宇宙大の）正義や道徳を考えていくことに重きを置こうとする筆者の思考傾向のゆえに、小論の企てようとするのは、従来は徹底した解明がなされず隠蔽されがちであったところの、社会正義という思惟の成立根拠、これに探究のまなざしを差し向けることである。さらに進めて述べなければならない。いまでも掘り尽され解明され尽しているとはいえないと思われるロールズ『正義論』におけるとりわけ正義の原理の導出される過程、この過程に作用する理性の性質を問うこと。小論の企てはまさにこのことだ。この問いを解こうとする旅にとってその道標は無いに等しい。暗中模索の中でかろうじて手がかりとできそうな気配を感じたいいくつかの議論を取り出し、それら議論との対話もしくは格闘を通して、これまでよりもいささかなりとも掘り下げた認識を得たい。

一 「自然本性的自由」→「リベラルなる平等」→「自然本性的貴族制」→「民主主義的なる平等」

[機会の平等 / 尊重の平等, 能力による差別 / 能力によらぬ人間存在の平等性]

平等論的正義のあり方をめぐる議論が再興される経緯を捉えるに際して、注目にあたいする

*人間関係学科 教授

論文のひとつとして、1962年に発表されたバーナード・ウィリアムズによるそれ〔Williams, B. 1962〕がある。ロールズが公正としての正義に関する大著を構想し練り上げていくに際して、少なからぬ触発作用を演じたであろうと推測される論文だ。その中でウィリアムズが「機会の平等」(equality of opportunity)と「尊重の平等」(equality of respect)とを識別して述べていた内容に、言及しておこう。

一方には、高い能力を達成することに過度の強調点を置こうとする考え方の傾向があり、その考え方のもとでは有能な者が相対的に成功した生を享受し、したがってまた(所定の評価基準に従属した)相対的な人生の成功ということに対して過剰な度合で気に掛ける、という意識態勢の下においてこそ、能力を最大限に形成しようと気に掛ける傾向がさらにいっそう強まることになる。こうした傾向は「機会の平等」を徹底して強調する場合に生じる。そこでは、ある種の財の分配が、諸個人の発揮する能力に応じて社会的に割り当てられる優越した(それゆえ選好されがちにもなる)地位や威信に基づいて、おおいなる差異を以って(=格差づけを伴って)なされることになる。他方には、優越した地位や威信をひとが享受することになるような社会構造——上記「機会の平等」と不可分な社会構造——に対しては、それを構築する必要性を考慮する度合が少なくなるように方向づけるところの、「尊重の平等」という観念が想定される。その観念は、上記の社会構造のもとでならおおいなる(差異というよりもむしろ)格差を以ってひとびとの間に分配されるように関心を集中するある種の財に、さらにまたそれらの格差づけられた分配が必要視され重視されるという意識傾向に、左右されず超然とした態度でひとびとのことを・間柄の形成のことを考えるように、方向づけもする。〈平等〉という思想の適用のしかたの相違を示すこれら二様の平等観念が正式には(formally)両立し難いものではないのであろうけれど、両立させたいという願いは実際には深刻な心理的社会的妨害にひとびとが囚われることによって実現されない〔Williams, B. 1962:129-130〕。

これと共通性をもつ問題意識を、竹内章郎による次のような問題設定に見出すことができるのではないだろうか。

諸個人の能力等の実質性に係らない〈人間存在の平等性〉を主張しようとする人間解放論が、その内奥において次のような問題を含むことにも留意せねばならない。それは、……諸個人の全面発達論の中核に労働概念が主導的原理として位置づくことから反転して、労働能力を問うことが、論理的には諸個人の活動力一般としての能力への問いに直結することに係る。つまり、現代における人間解放論にあつては発達可能態としての諸個人の能力の陶冶・全面発達が解放の究極的目標にとどまらず、変革主体形成を含めた解放論自体の成立過程をも規定することに係って、人間解放をめざすはずではあるが諸個人の能力に係らない〈人間存在の平等性〉を主張する諸議論が人間解放に関する労働や能力形成・主体形成・狭義の人格形成等の諸議論と共同しえなくなる可能性すら生じ、〈人間存在の平等性〉の主張はたんなる抽象的ヒューマニズムに転落するだけではすまなくなるのである。〔竹内章郎 1987:495〕

見て取れるように竹内はここで、「諸個人の能力に係らない〈人間存在の平等性〉を主張する」ことが直面するであろう困難として、「諸個人の活動力一般としての能力への問い」との折り合いのつき難さを、挙げている。(表現としてはもちろん粗削りながらも)〈人間存在の平等性〉を念頭に置くことを介して漸くにして、能力(や貢献力や業績や成果)に応じた(差異

的な処遇と言うのでは済まされないと) 格差づけを以っての差別処遇が問題化され得るのであって、また、能力に応じた格差づけを以っての差別処遇が社会世界の現相では支配的である中で、能力に係らない<人間存在の平等性>の実現され難さが問題意識化され得るのである。

〔ロールズ『正義論』における平等観念〕

ジョン・ロールズによる『正義論』には、上述の問題意識に呼応する論脈が見出される。その論脈をここでは手短かに取り挙げておこう。

第二章「正義の諸原理」第12節でロールズは、正義の第二原理についての四つの意味解釈が——「自然本性的自由の体系」・「リベラルなる平等」・「自然本性的貴族制」・「民主主義的な平等」という解釈が——論理的に可能であることに触れた上で、「民主主義的な平等」という解釈を採用するのだと述べている [T.J. :65-75]。

第一に「自然本性的自由の体系」(System of Natural Liberty)とは、単純で素朴な意味合いで才能に開かれた職業選択という構想に基礎づけられている。この構想のもとでは機会の形式上の平等が確保されはしても、各人の生にとっての有利さ(もしくは利益)の獲得され方が自然的偶有性によっても社会的偶有性によってもそのまま影響されてしまうために、つまり不正義を許してしまうために、正義の原理についての解釈足り得ない。第二に「リベラルなる平等」(Liberal Equality)とは、いましがた述べた不正義を矯正すべく、才能に開かれた職業選択という構想に「公正な機会平等原理」という条件を附加することによって、生み出される解釈である。(生来の内的資産についての分布が定まっているものと想定した上で、)才能と能力について同じ水準にあってそれらを活用しようとする意欲も同じ程度にあるひとびとは、出発点における社会システム上の境遇の相違にかかわらず、同じ成功の見通しを有するべきだ、とする解釈である。この解釈はしかし、社会的偶有性の影響を排除するという点で評価できるとしても、生来の内的資産についての自然の巡りあわせという偶有性によってひとの生の成功度合が左右されることを許している点において、正義の原理についての解釈としては妥当性を欠く。第三に「自然本性的貴族制」(Natural Aristocracy)とは、自然本性的自由の体系を改善するための方法として、生来の内的資産についての自然のめぐり合わせにおける有利性を当の巡りあわせで不利なる者たちにとっての便益にも役立つ限りでのみ、発揮させるべきだ、とする見解である。ここでは、諸個人の出発点における社会システム上の境遇の相違による有利/不利に照準した矯正は、形式上の機会平等という限度内で為されるにすぎない。第四に「民主主義的な平等」(Democratic Equality)とは、各人はその出発点における社会システム上の境遇の相違にかかわらず同じ成功の見通しを有するべきだ、とする見解と同時に、生来の内的資産についての自然の巡りあわせという偶有性によってひとの生の成功度合が左右されないという見通しを有するべきだ、とする見解をも、両立させるかたちで最終的に案出される見解である。そのようにロールズは位置づけたうえで、〔ここは殊のほか留意されるべきところであるのだが、〕この見解に依拠して想定される社会秩序のあり方としては、(不平等を持ち込むことが)不運なひとびとの暮らし向きの見通しにとって有利にならず、幸運なひとびとにとっての暮らし向きを見通しをいっそう魅力あるものにしたり保護したりするにすぎない不平等を伴う行為体系の秩序であってはならないことになる、というふうにとめるのだ。察せられるように、こうして想定される社会秩序の中心をなす原理が「格差原理」(the difference principle)と名指されることになる。

二 「機会の平等」と偶有性

〔「機会の平等」に関する諸見解〕

前節で取り挙げた（バーナード・ウィリアムズによって対象化される）平等の二様の観念について、両者は特定の社会構造のもとでは両立し難いとはいえ、本来は両立する可能性を帯びている、とウィリアムズが捉えていたことを、ここでまず想起しておこう。そのうえで本節では、「尊重の平等」と両立する「機会の平等」の存立可能性を探ることに焦点を合わせる。そのために、「機会の平等」に関する主要な見解を捉え直すように試みよう。

この国で1947年に制定された教育基本法の第三条「教育の機会均等」の解釈をめぐる論戦の中で、五十嵐顕が表明していた下記の見解に注目するところから、この捉え直しの試みを開始する。

生活の土台的な条件を不均等にしておいたままで青少年の「能力」を取りだして「能力に
 応ずる教育を受ける機会をあたえる」ということと、この生活の土台の条件をひとしく保
 障することの上に立って「その能力に応じる教育を受ける機会をあたえる」ということと
 のあいだには、大きなちがいがあある。しかもこの二つのことがらはたんに「ひとしく、そ
 の能力に応ずる教育をあたえる」との文章にまとめられるのである。……生活の土台の
 条件をひとしくすることに役立つ教育……それを目的として明確に強調することは、生
 活の土台的な不均等の体制を維持する政治権力の教育政策にまでもとめることはできな
 い。[五十嵐顕 1957:112]

ここに示した五十嵐による見解は、これの発表された1957年時点では啓発に富むものであつたはずだが、極端な少数異端派の見解というわけではなく、教育制度を研究する者の間ではある程度の広がりをもって共有されるに及ぶ内容であった、と見てよいだろう。社会構成原理のありようによって教育の機会“均等”原則が位置づけられる社会諸条件が（社会的脈絡が）変わるのであるから、その原則のもつ意義が変動すること、そして資本主義という社会構成原理のもとではこの原則の有する意義に肯定的な要素を見出せないことが、述べられている。この原則を媒介として＜平等＞や＜公正＞や＜正義＞といういっそう掘り下げられた意味規定が立ち現われるように、事態を転じさせるにはどうすればよいか、とする問題意識は、ここには見られない。

次に機会“均等”—公正—平等という概念の規定と相互関連を考察する課題に取り組んだ、堀尾輝久による立論を取り挙げ、その中での教育の機会“均等”原則への意味規定のしかたに、視軸を移すことにする。

堀尾は次のように論立てしていた。近代公教育のもとでの教育機会“均等”原則が「現状維持のための人材の引き抜きと階層移動（体制内部の流動化）による不満の緩和材的機能を第一義的におわされている」ものであるとして捉えるところに端的に現われているように、堀尾には、既存社会の構成原理に向けての批判的認識と不可分のものとして近代公教育において流通する（解釈のありようとしての）教育機会“均等”原則に対する批判のまなざしが、明瞭に獲得されていた。こうしたまなざしに拠って立つ所から、流通するこの原則の解釈を批判的に克服するための堀尾による展望は、次のように表示されていた。社会経済的不平等構造を打破することによって——その一環として、蓄積された不平等な暮らし向きの負の影響を取り除くた

めに、社会的な不利を被ってきた階層のこどもたちに向けてよりいっそうきめ細かで手厚い教育機会を保障することが含まれる——、各人にとっての生活環境の主たる規定要因が平等化され、以って（それまでは環境の相違によって強く影響されて生じていた）個体間に見られる自然的不平等がしだいに消滅する方向に向かう。さらには、いま述べた構造打破を通じて生産力と生産関係との間の矛盾が解き消されるに到るがゆえに、有益なる財の取得をめぐる相剋を来たさぬほどに生産力の増大が飛躍的にもたらされる。そのことがまず、より豊かな教育機会提供を可能とし、階級社会における教育機会“均等”原則に帯びていた競争的排除的性格が消えゆく。こうして各人の発達の必要に応じて充分なる——その意味で公正な——教育機会が提供されるようになる、という展望。次いで、従来は全体社会規模で生産力向上へと促進するために職業・地位に纏わる格差づけられた報酬体系を誘因とする競争メカニズムが設えられてきたわけだが、生産力水準が高度な水準に達することになると、その競争メカニズムが必要性を失うに及ぶ。その結果、社会構成原理の次元において、第一に、ヒエラルキー化された分業構造を、したがってまた階層構造を、必要としなくなり、第二に、各人が能力に応じて働き必要に応じて資源分配を享受するという原則にしたがって生活することになり、それゆえ、いっそう掘り下げられた意味での平等な社会秩序が創出されることになる、という展望。[堀尾輝久 1963 → 1971:239-267]

こうして「機会の平等」に対する深化した考察を示す堀尾の立論に向けては、なお次の点が解明されずに残されていることを、指摘し得る。すなわち、ひとの生にとっての有利／不利にとってもつ影響作用の内、社会的偶有性の影響作用を取り除くことが考察の対象として明識されているのだが、自然的偶有性の影響作用を取り除くことについてはいまだ考察の対象として意識化されずに留まっていることを——この考察の内側ではむしろ、社会的偶有性の影響作用を除去すればそれに従属するかたちで自然的偶有性の影響作用が除去される、と見做されていることを——、指摘し得るのだ。

この段階で我々としては、ロールズの正義原理との関係に、とくに格差原理との関係に傾注して「機会の平等」の意義を（教育機会の平等の意義を主題にしつつ）吟味し検討した議論の方に、眼を向けることにしよう。対象化して取り挙げるのは、J.H. シャーによる呼応した議論 [Schaar, J.H. 1967] の主要な論点である。その論点とはこうだ。妥当性を十全に具備した社会の基本的制度のあり方を考えるにあたっては、二つの事柄が不可欠となる。第一に、各人の処遇に際して社会的偶有性の影響作用および自然的偶有性の影響作用をいずれも除去する方向を採ることが、いわば超越論的な平等主義的正義の志向する事柄であり、その正義が追求されねばならない。第二に、社会にとってのいわば効用実現上の最良の結果を得られる方向を採るという事柄が具備されねばならない◆¹⁾。これらとともに満たそうとするには、「機会の平等」という原則を取り入れる必要がある。つまり、有限性を帯びた価値ある資源に対する利用機会をすべてのひとに開放するとともに、資源を利用して産出する成果を最大限に向上させる、ということをも可能ならしめる原則として、「機会の平等」という原則を取り入れる必要がある。

上記の論点は、自然的偶有性の除去という課題を推し進めようとするのが不可避に突き当たる困難の自覚によって、浮上してくる、と考えることもできるだろう。たとえば各人にとっての発達の必要に応じた教育的はたらきかけを図る場合、各人の身に帯びる自然的偶有性の影響作用を充分に取り除くことには、無理が伴うこと、このことの自覚を基にすると、教育機会の平等という原則を社会にとっての効用実現の最良化に結びつけようとする思考がいわば生き生きとはたらくことになるのを、推察できよう。格差づけられた教育機会の提供を通して——

実質上の社会的な不平等処遇という要素を濃厚にもつことになる方法で新たに定義された教育機会の平等原則を作用させることを通して——、社会にとって効用実現の最良化が得られる、という経験的仮説が、ここでは重要な役割を演じることになっているのだ。

さらにここで再び留意されてよいことは、超越論的正義を志向することと効用実現の最良化を具備することという二つの事柄が妥当性を帯びた社会の基本的制度の備えるべき条件だ、とする認識が基層で働いているという点である。そのような認識の働きは、ロールズによって提示されることになった正義の原理の基層においても見出されるのであって、そのことが集約的に顕われるのが「格差原理」なのである。これはしかし、より立ち入って論究されるべき事柄となるので、節を改めて立ち向かうことにしよう。

〔機会の平等の諸相とメリトクラシー〕

機会の平等という原則が偶有性の除去という行為指針を支えるための原則であると同時に、効用実現の最良化を確保しようとして導出された原則でもある、という点を理解するのは困難ではない。ロールズにあっては、まぎれなき<正義>を具現しうる構成要素のひとつとして機会の平等に言及するにとどまり、結果の最良化を確保するための条件として機会の平等が機能することを強調してはいない。しかしながら、ロールズに見られるメリトクラシー観の弱点を批判するJ.H. シャーの所論では、高度に洗練された正義の社会（just society）ではまっとうな含意でのメリトクラシーを社会構成原理として導入せざるを得ないことが強調されている。すなわち、「すべてのひとに対する平等なる尊重と、幾人かのひとたちのおかげで（その他の多くの者たちが）利益を受けているところの、多大なる賞賛にあたいする事および報いにあたいする事とを、結び合わせるための方法を、ロールズは見出してはいない」。「『最良なるもの』という概念は普遍性をもった概念である。……我々はある点では、平等なる者として扱われることを欲しそしてそのように扱われるにあたいする。がしかし我々はまた、最良なる事物に名誉を与え報いを供与したい」[Schaar,J.H.1980:181]。

上記のようなシャーの所論に導かれるかたちで、ロールズによる（正義の原理を導出する）論脈に即して、メリトクラシーの浮上し得る論理を明らかにしておこう。まず、「社会的偶有性による影響を取り除こうとする機会の平等」に依拠するメリトクラシーの浮上については、メリトクラシーが要求されるそもそもの論理を想起することで足りるだろう。各人の生まれ育った環境の社会的属性にかかわらず（つまり形式的にはなくて公正に→）平等に機会が提供されなければならない、とする論理である。次いで、「自然的偶有性による影響を緩和しようとする機会の平等」に依拠するメリトクラシーの浮上については、ロールズの論脈に「自然本性的な貴族制」が持ち出されていたことを想起すれば、理解されるだろう。すなわち、一方で形式的な機会平等という条件下では、社会的属性の相違が生じ、そのことによって生活条件の恵まれ度合が差別的に提供されることになる。他方では、「生来の内的資産についての自然の巡りあわせにおける有利さを当の巡りあわせで不利なる者たちにとっての便益にも役立つ限りでのみ、発揮させる」という志向に沿うように、形式的な機会の平等のもとでのみならずリベラルな機会平等のもとでもまたもたらされるところの生産的活動と富の分配に対する調整行為を——生来の内的資産に依拠した社会的属性の相違に相関させつつ生活条件の恵まれ度合について図られる調整行為を——管理しよう、とする論理がはたらく。そして次に、「社会的偶有性による影響をも自然的偶有性による影響をも取り除こう、もしくは緩和しようとする機会の平等」に依拠するメリトクラシーの浮上については、次のようになる。すなわち、社会

的属性における有利さ／不利さを取り除く補正を加え、且つ、自然のめぐり合わせにおける有利さ／不利さに対応させつつ、協働の過程での各人の能力発揮に際してその効用を十分に期待できる限りでの機会の提供を——そのような意味合いでの実質上の平等化が施された機会提供を——行なおう、とする論理である。このとき留意されるべきなのは、この論理の中には、社会的属性の相違および自然的生得的能力の相違に相関させつつ、生活条件の恵まれ度合における有利さ／不利さの出来を制御し補正すべきだ、とする規範的志向が作用していることである。

三 《道徳上の観点から見て取れる恣意性への感応⇒「結果の平等」》とする解釈の基盤

各人の善き生の追求（≒福祉の追求）にとっては共通に必要な事物の供給され方を——ロールズ流に言い直せば、社会的基本財の供給され方を——有利にしたり不利にしたりする要因が、社会的偶有性や自然的偶有性に拠っている場合には、道徳上の観点から見て取れる恣意性によって善き生の実現可能度合が左右されることになる。このことが、正義を探究しようとする思考の構えにとっては、看過できない第一級の問題として意識化されることになる。この節ではこの問題を主題にしてロールズ正義論の意義と限界(?)を論じている、ブライアン・バリーによる論文 [Barry, Brian 1988] を取り挙げ、その論点を示しつつ、若干の論評を試みることにする。

本論稿の第一節でその概要を示したところの、ロールズによる「正義の原理」導出の論脈を、バリーは明確に捉えるべく、議論を進めている。その議論の中で、ロールズの主著から読み取るべき最重要事として強調されているのは、各人の生存条件を制約することになる社会的処遇の在り方についての原則が社会的偶有性によって左右されることも自然的偶有性によって左右されることも、それらいずれも無いようにすること、これが社会的処遇に際しての基準が正当性を満たすための必須で決定的なる条件なのだという事、これである。偶有性に左右されるということは、道徳上の観点からは恣意性に支配されるということであり、恣意性による支配は正義への志向にとって拒絶するほかないことだ、という論理が（主著第二章に）底流しているのを、バリーは的確に読み取ってその論理を共有しようともしている。その点を踏まえてバリーは次のように、議論を展開する。この正義の志向を貫徹する場合にその帰結として到来するのは、「結果の平等なる観念」(the idea of equality of outcomes) にほかならない。

若干の補足を附加しよう。謂う所の「リベラルなる平等」の段階では問題化されるに到らなかった自然的偶有性が、「民主主義的なる平等」の段階では正面から問題化されるに及び、そうなると正義の原理の導出論理にいつそう敏感となるゆえに、道徳上の観点からの恣意性の支配を許すわけにはいかなくなる。ということは、典型的には職業上の達成度合の相違に依拠した処遇の差別を正当化する根拠が崩れることになる。かろうじて正当化し得るのは「結果の平等」ということになるだろう。これがバリーによる見解だ。[Barry, Brian 1988:23-33]

バリー自身の主張はここで留まるのではなく、むしろ「リベラルなる平等」の方に積極的な理解を示し、前節で示した＜結果の最良化＞という観念を捨て置くことはせず肯定的に受け入れようとする。それゆえに、＜道徳上の観点からの恣意性の支配＞と「格差原理」との間の整合性を突き詰めて問題化しようとはしない。この点を妥協せずに問い詰めようとする参照事例としては、ジェラルド・コーエンによる所論 [G.A.Cohen 1991, および, Cohen 2000 → 2006] を探り当てることができそうである。次節ではこれを参照しつつ、探究を掘り下げることにしよう。

四 「格差原理」に孕まれる〈誘因〉要素

最も恵まれないひとたち (the least advantaged representative man) の状況を善くするという場合に限って、社会的経済的基本財の不平等分配が受け容れられる。端的にはこのようにその内容を表わすことのできる「格差原理」を、〈道德上の観点からの恣意性の支配〉への問題感覚のありようという視角から、対象化する段である。ロールズによる記述からは、その問題感覚に向けて疑念を呈する必要性が見出される。その点について、ロールズの著述に即しつつ、以下で考察を試みることにする。

道德上の観点からの恣意性の支配を許さないとする脈絡においてロールズが格差原理を正当化する際に提示される見解を、まず把捉しておこう。その見解とは、次のようである。すなわち、協働による成果の産出にあたって相対的に見て多大の貢献を為し得る恵まれたひとたちが発揮することになるところの能力については、それを獲得するに到るまでに修養や訓練などを積み上げることを要したはずであり、その積み上げに要した負担を（さらに補えば、獲得した高度な能力を保持し向上させるために要する負担を）償うだけのより多くの分配を得ることが妥当だ、という見解である。

格差原理は、生まれつきの才能の分配・分布を（いくつかの点で）共通の資産と見做し、この分配・分布の相互補完性によって可能となる多大な社会的・経済的諸便益を分かち合おうとする、ひとつの合意を実質的に表している。利益を得ることができるのは、自分たちの訓練・教育にかかわる費用を支払うためだけであり、またより不運な人びとを分け隔てなく支援するかたちで自分の賦存を使用するためだけである。……次のような社会システム——代償として相対的利益の補償を与えることあるいは受け取ることがないならば、生まれもった資産の分配・分布における恣意的で無根拠な境遇もしくは社会生活を開始する地位から〔不当な〕利得を挙げたり損失をこうむったりする者が皆無であるような、社会システム——を創設することを願うのであるなら、私たちは格差原理へと導かれることになる。←〈引用箇所 A〉 [ジョン・ロールズ (川本隆史・福岡聡・神島裕子訳) 1999 → 2010 第 17 節「平等を求める傾向」] 中の 136-137 頁, *T.J.(Rev.):87*

格差原理についてのロールズによる議論の展開の中ではしかしながら、協働での生産活動を主導する立場にある者にとっての獲得し得る財に関するより良い・より大きな期待を得られることが〈誘因〉としてはたつき、その結果、最も恵まれないひとたちの状況を好転させることに繋がる、とする見解も示される。

たとえば〈財産所有の〔分散に裏づけられた〕デモクラシー〉 (property-owning democracy) にあって、〔不安定な雇用と低賃金を強いられる〕未熟練労働者階級から人生を開始する人びとよりも、企業家階級の成員として出発する人びとのほうが、より良好な見通しを抱ける。今なお現存する社会的不正義が取り除かれた場合でさえ、両者の見通しの格差は引き続き当てはまりそうに思われる。そうだとすると、人生の出発点での見通しにおけるこの種の不平等は、何によって正当化されうるのだろうか。格差原理によれば、予期 (見通し) における格差が暮らし向きより劣悪な集団を代表する人物 (この場合だと、未熟練労働者を代表する者) の利益に資する場合に限って、人生の出発点における見通しの不平

等は正当化されうる。つまり、予期の不平等が許容されうるのは、不平等の度合いを低減する（いっそう平等に近づける）ことが労働者階級の暮らし向きをさらに悪化させてしまいそうな場合だけに限られる。おそらく、開かれた地位に関する第二原理の付帯条項〔=公正な機会均等の原理〕と自由の原理一般〔自由の平等分配を命じる第一原理がそれに含まれる〕を格差原理と考え合わせるならば、企業家に許された比較的高い予期は、労働者階級の見通しを高めることに携わるよう彼らを奨励する。企業家の見通しが比較的良好であることがインセンティブ（刺激・誘因）として作用した結果、経済過程の効率性の増大やイノベーション（技術や経営の革新）の進行速度の上昇などが招来される。←〈引用箇所 B〉〔前掲邦訳書 106 頁, *T.J.(Rev.):67-68*〕

上記箇所での格差原理は、もっぱら協働の成果を増大させるための誘因としてはたらくことに照準が置かれていて、道徳上の観点からの恣意性の支配を許さないとする意味脈絡は消えさせている。〈引用箇所 A〉と〈引用箇所 B〉との間に見取られるべきこの相違の重要性に向けてのなされて然るべき自覚が、ロールズ自身による議論展開の中に欠落しているのではないだろうか？この問題意識に発する思索を促してくれる示唆が、ジェラルド・コーエンによる批判的所見に——誘因としての働きを強調して格差原理を認識しようとする、ロールズによる格差原理の説明に見られる一面に対する批判的所見に——、探り出される。小論の二つ後の段落以降では、コーエンによって示されている見解に沿って、いましがた述べた問題意識に発する思索を、推し進めてみることにしよう。

そこに進むまでに予めここで、正義の二原理の中に位置づく格差原理の意義を、確認しておこう。すべてのひとの同様な自由の体系と両立する基本的自由の全体系が平等に各人に対して保障されねばならない、とする第一原理に後続して、社会的経済的不平等の取り決められ方についての規準が、格差原理というかたちで示されているわけであった。つまり、協働の成果としての社会的経済的基本財総体の有している生にとっての有利さを——手段としての有利さを——分配するにあたって、そもそも不平等な分配の仕方をするることによってはじめて最も恵まれないひとたちの獲得する基本財が増大する（生にとってもつ有利さが増大する）、という場合に限ってその不平等分配がなされるべきことになるのであった。では、分配上のそのような不平等は、どのような条件の下で生起すべきなのだろうか？まず、生にとっての有利さが、道徳上の恣意性によって支配された、各人の生産性の度合に依拠して、不平等に帰結してはならない。次いで、社会分業の編成構造中の各所へとひとを配置する仕方については、文化的社会的再生産上の要請が勘案されつつ、「適材適所」原則によって各人を配置した上で◆²⁾、協働に向けて取り組まれることになる◆³⁾。その協働に向けての取り組みの過程では各人の負担の重さが——取り組みの過程で生じる緊張の度合もしくは苦勞の度合が——さまざまに異なることになるが、この負担の重さに見合った財の分配を行なう、その意味において不平等な分配を行なう、ということが正当な原則とされるべきであろう。負担の重さに（緊張の度合もしくは苦勞の度合に）対応した財の分配がなされなければ、負担の重さを担い続ける者の生理的衰弱を招来するのみならず、さらにそこから、ともに協働に携わる他の者たちに分配される財を縮減させる事態を招来することにもなるから、そういう事態への進展を断つのが正当だ、ということを実感できる。そのような財の正当なる分配原則が、それぞれの“権限”や“職責”の相違を随伴する職業上の階層的地位に基づいて獲得する財が取り決められる分配原則と、果して適合するの否か、という点について対象化すると、当の正当なる分配原則は、職業上の階層

的地位の編成構造を主要な構成要素とする社会分業の既存システム下で、(それ自体が階層的地位の在り方を規定し、階層構造を再生産するはたらきを持ちもする)労働力という市場交換価値に依拠することによってもたらされる社会的経済的基本財の不平等分配のありようを、許容するわけにはいかなくなるはずだ。というのは、階層的地位と結びつく“権限”や“職責”の相違は、協働に参加し多様なかたちで取り組む各人の苦労や緊張の度合の相違と——正当なる分配原則の拠り所となる相違と——同質のものではない、と考えられるからだ。

社会的経済的基本財の分配上の不平等を正義の原理にかなうように変革する、という視座から案出される上記のような構想に比して、誘因を重視する格差原理の捉え方は、正義の原理と見るにはそぐわないだろう。こうした直観にとって、コーエンによる次の見解が参照されるにあたいしよう。

特殊な才能を必要とするかもしれないが、とりたてて不快でもない仕事をするための代償として、才能に恵まれた人々は、彼らをもつ格差原理への信念に照らして、なぜ才能に恵まれない人々が得る以上の報酬を求めるのか。……………才能に恵まれた人々は、彼ら得る余剰が最も悪い境遇にある人々の状態を向上させるのに必要かどうかを問われることがあるが、それは格差原理によれば、格差原理を正当化できるただ一つの方法なのである。それは端的に言って必要なのだろうか。……………/才能に恵まれ、かつ格差原理を肯定する人は、これらの問いが厄介であることに気づくだろう。というのも、彼らは格差原理による審判の場で、自己を正当化するために、最も悪い境遇にある人の状態を向上させるために自分たちが高い報酬を得ることが必要だと主張することはできないはずだからである。というのも、……………莫大な報酬をもらえば生産的に働くが、並みの報酬ではそれと同じだけ働くのをしぶるのが彼らなのであり、その結果、才能に恵まれない人々はそうでなければ得ていたはずの報酬よりも少ない報酬しか得られないようになってしまうのである。まさに、高額報酬を必然たらしめているのは、彼ら自身に他ならないからである。[G.A. コーエン (渡辺雅男・佐山圭司訳) 2000 → 2006:230, Cohen, G.A.2000:126-127]

ここにおいては、才能に恵まれたひとたちを協働の過程においてより生産的になるように仕向ける、という意味脈絡で強調されるところの、誘因を重視する格差原理の捉え方の本性を、暴露するようにして述べられている。しかるに、格差原理は通常、下記のように表層の認識に留まってしまうことが多い。

格差原理は通常、たとえばロールズによっては、物質的誘因の仕掛けを中心に置く不平等賛成論の承認であると考えられている。この理念は、次のようなものである。すなわち、才能に恵まれた人 (the talented) は通常よりも高い賃金を支払われたとき、そしてそのときだけ、そうでないときよりも多く生産しようとするであろう。そして、その場合には彼らが生産する余剰のうちのいくらかが最も悪い状態にある人に充当されるであろう、と。差異にもとづく物質的誘因の結果として生じる不平等は、格差原理の観点からは正当化されるという。というのも、この不平等は最も悪い境遇にある人々の利益になるからである。[G.A. コーエン (渡辺雅男・佐山圭司訳) 2000 → 2006:226, Cohen, G.A.2000:124]

要するに、協働の成果がどれだけ増大し向上するかに対してより大きな貢献力を発揮するで

あろう「才能に恵まれた人」が、彼らよりも不遇なひとたちよりも多くの社会的経済的財を分配されることなしには、不遇なひとたちの獲得できる財が少なくなる、とする論理構成に依拠して、誘因としてはたらしきを重視する格差原理は成り立っている。この論理構成が、道徳上の観点からの恣意性の支配に従属したところの、いわば不平等を事実的に擁護する論理構成だ、といまや見て取ることができるだろう。

五 貢献力の大きい才能への処遇と道徳上の恣意性の支配

——正義の原理に底流する思想に関する結びに代えて

前節での議論から理解することができるように、誘因としてはたらしきを重視して格差原理を解釈するのは、ロールズによる正義の原理の導出のうえで根底を成しているはずの精神性・思想性を見失った境位においての所産であった。ここでは、この点についての論証を経験的な脈絡に沿って、補強しておこう。

議論の対象として取り挙げるのは、これもまたコーエンによって多大の示唆を得ることのできる次のような問題場面である。すなわち、協働の担い手がそれぞれに産み出すところの、あくまで市場での交換価値として規定される（労働力も含めた）商品価値量に対応した暫定的な財の分配形態が始発点にあり、これに補正を施す、という意味を持つ再分配の形態と内容を、最も恵まれないひとたちの状況を可能なかぎり善くする内容となるように、再分配を行なうようにし、そしてそのための資源を協働に携わる個人や企業から“所得税”や“法人税”というかたちで徴収するにすると、そのときに所得税率や法人税率をどのように決めるのがよいのか、これを考えるという問題場面である。所得税率や法人税率を比較の基準とする率（たとえば現状でのそれ）よりも上昇させようとする提案がなされると直ちに、例の「才能に恵まれた人」たちからの猛烈な反対が沸き起こる。その反対意見においては、税率上昇が協働の成果を著しく低下させることになり、そのことが最も不遇なひとたちへの分配を低下させるという事態を不可避的に招き寄せるから、という理由づけが強調される。同じことを言い換えると、税率下降という提案を「才能に恵まれた人」たち自身から持ち出す場合には、税率が下降するならば協働の成果を著しく増大させることになり、そのことが最も不遇なひとたちへの分配を上昇させるという事態をもたらせるから、という理由づけが強調される。この種の論理は、たとえ“結果の最良化”という観点から自賛されることがあったとしても、ロールズによる正義の原理の導出のうえで根底を成しているはずの思想を——道徳上の恣意性の支配を許さないとする思想を——見失ったところから、生じている。とはいえ、ロールズ自身の議論の中には、格差原理についてのこの種の誤った解釈を呼び寄せる箇所が見つけ出されるのであった。コーエンによる見解[Cohen, Gerald Allan 1992]をそのような趣旨のものとして理解できるだろう。そしてその趣旨は、まさに本論稿によって筆者が主張しようとしたことに、重なるわけである。

【註】

- 1) ここで取り挙げたシャーの論文(Schaar, J.H. 1967)におけるIVとVの箇所(pp.146-152)での議論内容を、筆者が「第二に」としてここで述べた意味において解釈することができるであろう。
- 2) 「適材適所」原則の各人にとっての実現度合は一様ではなく相違があるだろう。その相違は、協働に参加し多様なかたちで取り組むことをめぐる各人の苦労や緊張の度合の相違の中に(その一部分として)、含まれる。
- 3) 文化的社会的再生産の要請内容は、通時的に見れば、変動することになるであろうが、ある限定された期間において文化的社会的再生産の要請内容を特定することは、不可能ではないだろう。

【文献】

- Barry, Brian 1988, Equal Opportunity and Moral Arbitrariness, in Norman E. Bowie(ed.)
Equal Opportunity, Westview Press
- Cohen, Gerald Allan 1991, Incentives, Inequality, and Community, (in *The Tanner Lectures on Human Values*, Vol.XIII,
G.B.Peterson(ed.), 1992. University of Utah Press)
- Cohen, Gerald Allan 2000, *If You're an Egalitarian, How Come You're So Rich?*
(→ G・A・コーエン (渡辺雅男・佐山圭司訳) 2006 『あなたが平等主義者なら、 どうしてそんなにお金持ちなのですか』 こぶし書房)
- Rawls, John 1971, *A Theory of Justice*, Harvard University Press
《本文中では T.J. として表記》
- Rawls, John 1999. *A Theory of Justice (Revised Edition)*, Harvard University Press
《本文中では T.J.(Rev.) として表記》
- Schaar, J.H. 1967, Equality of Opportunity and Beyond, in De Crespigny, Anthony & Wertheimer, Alan(eds.),
Contemporary Political Theory, Atherton Press, 1970
- Schaar, J.H. 1980, Equality of Opportunity and the Just Society, in Blocker, H.Gene & Smith, Elizabeth H.(eds.)
John Rawls' Theory of Social Justice, Ohio University Press
- Williams, B. 1962, The Idea of Equality, in Laslett, Peter & Runciman, W.G.(eds.) *Philosophy, Politics and Society*,
Basil Blackwell
- 堀尾輝久 1963 「『教育と平等』をめぐる問題」『思想』1963年4月号・8月号 (→堀尾 1971 『現代教育の思想と構造』に収載)
- 五十嵐 顕 1957 「教育の機会均等」(長田新編『教育基本法』新評論)
- ジョン・ロールズ (川本隆史・福岡聡・神島裕子訳) 2010 『正義論 (改訂版)』 紀伊國屋書店
- 竹内章郎 1987 「能力と平等についての一視角——能力主義批判のために——」(藤田勇編『権威的秩序と国家』
東京大学出版会)